

公 告

(佐伯河川国道事務所佐伯維持出張所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

平成24年2月14日

九州地方整備局

佐伯河川国道事務所長 久野 隆博

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐伯河川国道事務所佐伯維持出張所が管理する直轄国道区間において、法面崩壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に道路の巡回又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定区間

佐伯維持出張所管内(別表-1のとおり)及び災害対策本部長(九州地方整備局長)から出動命令等、指示された場所

(3) 基本協定の内容

佐伯河川国道事務所直轄管理区間において発生した災害の応急対策に関しこれに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等(以下「建設資機材等」という)の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的として、試行するものである。

また、併せて災害時(洪水、地震、津波、その他の異常気象)に直轄国道区間における路面、法面、擁壁、橋梁、トンネル等の道路管理施設等の状況を把握するため道路区域内の巡回を行う。

(4) 基本協定期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、簡易な施工計画を提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者6社程度を決定する評価方式である。

(6) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

- (7) 基本協定締結日は平成24年4月2日とする。
なお、基本協定期間の始期は平成24年4月1日とする。

2 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 災害協定対象区間である大分県佐伯市、臼杵市、津久見市（以下協力依頼対象地域）に本店又は支店等営業所等が所在すること。但し、佐伯河川国道事務所において過去に災害時応急対策工事の協定締結の実績がある者はこの限りではない。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度の一般土木工事に係るB等級、C等級又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成24年4月1日までに受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 協力依頼対象地域内に平成19年4月以降に国、公団等又は県市町村発注の一般土木工事又は維持修繕工事の工事实績があること。
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注した一般土木工事又は維持修繕工事のうち平成19年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。
一般土木工事、維持修繕工事の平均の高い方で評価する。
- (8) 緊急業務に対応した体制の確保として災害時に5名以上の一級土木施工管理技士を確保できること。
- (9) 協力依頼対象地域内において必要な資材・機材確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表又は調達計画表の提出ができること。
- (10) 次に想定した規模の災害に対する応急復旧のための簡易な施工計画を提出ができること。

<与条件>

発生場所：一般国道10号200k500（上り）付近（佐伯市直川上直見）

発生時刻：午後7：00頃

被害規模：台風の豪雨により、法面から土砂・岩石の流出が発生し、車線の片側を塞いでいる。延長約10m程度、約50m³程度。

<復旧レベル>

全面交通開放まで

簡易な施工計画立案にあたっては、「災害復旧時を考慮した体制の考え方」「崩土処理等に対する考え方」「災害時の交通規制の考え方」等の視点で作成すること。

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課
担当：道路管理課長 南部 祥隆
電話0972-22-1880（代） （内線431）
FAX0972-23-2747

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 平成24年2月14日(火)から平成24年2月28日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所： 〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課
- ③ 交付方法： 手渡しによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 平成24年2月14日(火)から平成24年2月28日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記(1)に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。CDを添付すること）により提出する。

5 その他

- (1) 技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、当事務所が発注する一般土木工事、維持修繕工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。
- (3) 当事務所において公示を行っている他の平成24年度における「災害時等応急復旧対策工事に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。

別表－１：基本協定区間

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	備考
佐伯維持出張所	一般国道１０号 自：大分県臼杵市野津町大字西寒田 至：大分県佐伯市宇目大字重岡 162k530～221k850	58.9	

番号	基本協定締結区間		距離表		区間距離 (km)
	起 点	終 点	起 点	終 点	
1	豊後大野市・臼杵市境	明治橋交差点（国道502号）	162.530	169.150	6.620
2	明治橋交差点（国道502号）	中の谷トンネル起点	169.150	179.700	10.550
3	中の谷トンネル起点	弥生役場入口交差点（県道三重弥生線）	179.700	190.320	10.620
4	弥生役場入口交差点（県道三重弥生線）	直川 赤木交差点（県道赤木吹原佐伯線）	190.320	202.300	11.980
5	直川 赤木交差点（県道赤木吹原佐伯線）	宇目大原交差点（県道小野市重岡停車場線）	202.300	211.850	9.550
6	宇目大原交差点（県道小野市重岡停車場線）	大分・宮崎県境	211.850	221.850	10.000